

審 議 経 過

○議長 本日の議案、審議案件が5件、その他として1件ございます。

それでは、審議を始めたいと思います。

まず、第1号議案について事務局から報告をお願いいたします。

[事務局、第1号議案を朗読]

○事務局 本件については、一部前回の審議会に遡ってご説明をさせていただきます。

前回の審議会においては、その他事項として「土地区画整理事業の事業計画に係る口頭陳述の実施方法について」をご審議いただきました。

結果、事務局からご提案をさせていただいた「申立人に対し事務局があらかじめ聴取を行い、審議会に報告する」という方法で承認をいただいております。今回は、その実施方法における取扱要領を作成したものでございます。

作成に当たっては、和歌山県の行政不服審査法施行条例等と照らし合わせ、全体の構成を整理して作成しております。

要領については、各条建てにより内容を定めておまして、そのうち第3条において「聴取の体制」として実施方法に関する事項を定めております。併せて、第4条において当審議会への報告としてその内容を定めております。

本件については、前回の審議会において議長一任ということで承認をいただいておりますので、議長に内容をご確認いただいた上、平成29年7月13日から施行とさせていただきますことをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

この内容は、前回も一応皆さんに見ていただいて、それで今回は報告事項という扱いでございます。

ということで、この第1号議案について何かご意見、ご質問等ございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」の声〕

○議長　それでは、ご意見、ご質問、特にございませんようですので、本報告はこのようにさせていただきます、次に第2号議案の審議に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長　はい。それでは、第2号議案について事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局、第2号議案を朗読〕

○事務局　それでは、詳細について説明させていただきます。

まず、本題に入る前に、制度の概要についてご説明させていただきます。

都市計画区域内においては、港湾管理者が水域と一体として管理・運営すべき港湾活動が行われる陸域を、港湾管理者からの申し出により、都市計画法に基づく「臨港地区」に指定することができます。

さらに、港湾管理者は、臨港地区内に港湾法に基づく条例により「分区」を指定し、都市計画法の用途地域のような建築物等の規制を設けることができます。今回の議案は、都市計画法に基づく臨港地区の追加についてご審議いただくものです。

資料、前のパワーポイントの左の図になりますが、和歌山下津港全体の位置を示しております。和歌山市、海南市、有田市にまたがる港湾となっており、今回の追加場所は有田港区となっております。

また、和歌山下津港は、全国で18港が指定されている、港湾法における「国際拠点港湾」に位置づけられております。

一方、右図の都市計画総括図で見ますと、有田都市計画区域内の赤丸部分が今回の追加箇所となります。

こちらは、有田港区を中心に拡大した図面となります。緑色が既に決定されている臨港地区の区域、赤色が今回追加する箇所となります。

当該地区の現状は、左側の写真のとおり、現在は埋立工事が完成し、平成30年2月16日の県報で「埋立てに関する工事のしゅん功を認可」と告示されてお

ります。本議案は、この埋め立てされた区域に対し、今後の港湾の管理・運営の効率化・円滑化を図るため、臨港地区に追加変更するものです。

続いて、今回追加する区域の面積です。

表は、和歌山下津港における臨港地区指定の面積を各都市計画区域ごとにまとめたものです。

今回の変更対象箇所は、表の一番右の有田都市計画区域となっております。有田港区の面積177.1ヘクタールに今回追加となる0.1ヘクタールを加算することで、合計177.2ヘクタールとなります。

また、港湾管理者の分区指定案によりますと、商港区が追加予定となっております。

説明は、以上になります。

○議長　それでは、ただいまご説明ございました第2号議案につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特にございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長　ご意見がないようでしたら、第2号議案についてお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長　それでは、第2号議案について、本審議会からは原案のとおり、変更することを適当と認めるとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

○議長　はい、異議なしということでございますので、第2号議案につきましては、本審議会からは原案のとおり変更することを適当と認めるとさせていただきます。

続きまして、第3号議案について事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局、第3号議案を朗読〕

○事務局　それでは、詳細について説明させていただきます。

まず、都市計画道路の見直しを行う背景についてです。

1つ目は、太地都市計画道路の多くは、昭和45年に都市計画決定されて以降、今まで大きな見直しはされていないことです。

2つ目は、社会情勢の変化により、拡大型の都市計画からコンパクトシティ等へと考え方が変わってきていることです。

3つ目は、長期未着手の路線は定期的な見直しが必要であるとのことです。

また、都市計画運用指針においては「必要がある場合には都市計画の変更を行うべきである。」こと。ただし、「単に長期未着手であるとの理由だけで路線や区間毎に見直しを行うことは望ましくなく、」「変更を行う場合には、その変更理由を明確にした上で行うべきである。」と記載されています。

次に、太地都市計画道路の現状について説明させていただきます。

なお、都市計画道路の延長ですが、昭和45年の最終都市計画決定時の総延長は、5路線10.85キロメートルとなっておりますが、今回、図面のデジタル化を行い、各都市計画道路の延長を精査した結果、道路延長は10.81キロメートルとなりました。今回は、この延長をベースに見直しを行います。

整備状況については、平成29年度末で改良済み延長が4.8キロメートル、整備率は約44%となっております。

続いて、見直しの方針としまして、本見直しの結果①太地町のまちづくりの方針に沿った、将来を見据えた計画となっているかどうか。②「和歌山県都市計画道路見直し方針」に基づき、各道路の必要性を検証する。③今後は、策定を予定している太地町の都市計画マスタープランの内容や、その見直しに合わせて随時、都市計画道路の見直しの検討を実施する。

これら3点を基本とし、必要性、実現性、効率性の観点から検討を行いました。

先ほどの見直し方針をもとに見直し検証を行った際の検証フローの資料となります。

まず、太地都市計画道路から見直し対象路線の選定を行い、見直し対象路線は2路線としました。

次に、対象路線について「和歌山県都市計画道路見直し方針」により、評価を行いました。各評価項目は、フローの評価項目に記載しております。また、実現性や効率性についての評価も行いました。

以上の評価を行い、見直し案を作成し、住民説明会での意見を踏まえ、都市計画道路の変更案を作成いたしました。

その結果、見直し対象路線 2 路線のうち、1 路線 0.51 キロメートルを一部廃止候補としました。

この図は、太地都市計画道路の全体を表示した位置図になります。この図で青色で表示している区間は、整備が完了している区間、黒色が都市計画決定幅の 3 分の 2 以上の幅員が完成している概成済み区間、黄色が未整備区間となっております。

今回、見直し対象路線としましたのが、黄色区間がある道路で、A-1 から A-6 までの太地駅燈明崎線、E-1 から E-2 までの梶取崎線の 2 路線となっております。

次に、見直し対象路線の概要を説明させていただきます。

まず、3・5・1 号太地駅燈明崎線は、図中の左、太地駅から太地町の町なかを通り、右上の燈明崎線までをつなぐ道路となっております。

次に、3・5・4 号梶取崎線は、先ほどの太地駅燈明崎線の後半の付近から高台側に上がり、燈明崎線までを結んでいる路線となります。

見直し検証結果の一覧表になります。

検証の結果、廃止路線は太地駅燈明崎線の一部区間、A-4 区間を考えております。理由は、A-4 区間の周辺に整備が完了している太地港線があり、本区間における那智勝浦町への都市間連絡機能は、太地港線の利用で機能が既に確保されていること、また現道の両側に住宅が密集しており、実現の可能性が低いこととなっております。

これは太地駅燈明崎線の A-4 区間と、太地港線の現況です。こちらが太地駅燈明崎線の A-4 区間となっており、こちらが太地港線の路線となっております。

図の左側は土地利用調査の結果であり、太地駅燈明崎線の該当区間は、既存道路に沿って住宅が密集している区間となっております。また、それに並行している太地港線については、山林や港湾用地に面している道路となっております。

右側の写真は、それぞれ太地駅燈明崎線と太地港線の現況写真となっております。太地駅燈明崎線は、計画幅員は 12 メートルですが、現況幅員は約 3 メー

トル程度であり、両側に住宅が密集しているため、計画の実現は非常に困難と考えられております。また、並行する太地港線は、計画幅員約 8 メートルで、既に整備済みとなっております。

廃止区間である太地駅燈明崎線の A-4 区間の交通量は、12 時間で 103 台、太地港線は 3,420 台となっております、一日を通じて目立った混雑は見られませんでした。

以上を含め、本区間を廃止路線と考えております。

これが見直し検証後の概要図となります。図の中央付近、破線で表示させていただいている区間が太地駅燈明崎線の A-4 区間です。この区間を並行する太地港線を太地駅燈明崎線に編入することで、路線の再編を図りたいと考えております。

以上、検証結果の一覧です。3・5・1 号太地駅燈明崎線は、一部区間を再編した結果、道路延長を 4,550 メートルから 4,400 メートルに変更いたします。3・6・5 号太地港線は、太地駅燈明崎線に編入したことから廃止としております。

他の 2 路線については、延長の変更のみを行っております。

説明は、以上となります。

○議長 第 3 号議案ですね、ご説明いただきました。この議案につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

〔「なし」の声〕

○議長 はい。それでは、第 3 号議案についてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 第 3 号議案につきまして、本審議会からは原案のとおり変更することを適当と認めるとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 はい、異議なしということでございますので、第 3 号議案につきまして、本審議会からは原案のとおり変更とすることを適当と認めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、第 4 号議案ですね。事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局、第 4 号議案を朗読〕

○事務局　それでは、引き続き詳細について説明させていただきます。

最初に、和歌山都市計画道路西脇山口線の位置について説明させていただきます。

本図は、和歌山市の都市計画道路の道路図です。この図面の北側、緑色で表示している部分が西脇山口線となります。西脇山口線の実線区間は整備済み区間、破線区間は未整備区間として、直近では先日3月20日に阪和道と立体交差している区間1.6キロメートルが供用開始されております。

今回の変更箇所は、路線の終点側の530メートルの部分となっております。

次に、路線の概要についてです。

都市計画道路の名称は、和歌山都市計画道路3・3・7号西脇山口線。道路規格は第4種第1級、設計速度は時速50キロメートル、計画延長は約1万7,000メートル、車線数は4車線、代表幅員は25メートルとなっております。

なお、本変更区間の都市計画幅員は20メートルとなっており、今回25メートルに幅員を拡幅したいと考えております。

次に、標準断面です。上が変更前の幅員で、4車線、両側2.5メートルの歩道、合計が20メートルとなっております。

下の段が今回の変更後の標準断面となります。幅員の変更内容は、右折レーンの設置のため3.0メートルの付加車線を設置しております。また、それに伴い一車線当たりの車道幅員を3メートルに変更しております。また、歩道部は、市街化区域内である川永団地地内を通ること、通学路に指定されており、歩行者自転車の通行が多いと想定されること、今後、車椅子やシニアカーの増加が想定されること、以上を考慮し、自転車歩行者道として幅員を3.0メートルに変更しております。また、周辺環境に配慮し、1.5メートルの植樹帯を設けております。

以上により、変更後の幅員は、当初より5メートル拡幅された25メートルとしております。

この図は、今回変更箇所の周辺の平面図になります。本変更箇所を含む川永団地の区間は市街化区域となっており、第1種低層住居専用地域を主として用

途地域も定められております。緑色の着色は、現在の道路区域で、変更で追加する区間は赤色で着色しております。

次に、変更区間内の詳細について説明させていただきます。

まず、先ほどの平面図の①で示した市道川永団地 2 号線との交差点です。現在の道路区域を緑、追加する区域を赤色、交差する市道を青色で表示しております。交差点から東側の区間は右折レーン、自転車歩行者道及び植樹帯の設置を行い、幅員を 25 メートルとしております。また、交差点から西側の区域については、右折レーンの設置に伴うすりつけを行っております。

次に、先ほどの①の交差点の東側、平面図の②で示している市道川永団地 1 号線との交差点となります。本交差点においても、幅員を 25 メートルに変更しております。

次に、平面図の③で示している市道川永団地 19 号線との交差点です。本交差点が縦覧時の意見書で意見をいただいていた東橋の交差点となります。本交差点においても、幅員は 25 メートルとしております。

最後に、平面図の④で示した市道川永 45 号線との交差点です。本交差点の西側までを幅員 25 メートルに変更します。交差点から東側は右折レーンを現道幅員である 20 メートルにすりつけを行っております。また、市道川永 45 号線については、道路幅員が狭く、小型自動車が離合できる最小限の幅員を確保する計画としております。

説明は、以上となります。

○議長　それでは、ご説明ありました第 4 号議案ですね、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員　すみません。質問ですけども。

2 番と 3 番の交差点のすりつけのところ。川永団地 1 号線交差点と 19 号線交差点、両方とも入ってくる道の広さは同じ感じですけども、何かすりつけのところの設計がちょっと違っているのはどういう理由か、もしわかりましたら教えていただきたいんですが。これ、隅切りなくて、その次が結構多くとっているんですけども、この辺何かわからないので。

○事務局　3 番の 19 号線交差点は、歩道がついていない市道で。

○委員　なるほど。

○事務局 2番の1号交差点については、片側歩道があります。

○委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長 直交する道路の規格に合わせているということですね。ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」の声〕

特にご意見ないようでしたら、第4号議案につきましてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

それでは第4号議案について、本審議会からは原案のとおり変更することを適当と認めるとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

○議長 はい、異議なしということでございますので、第4号議案につきましても、本審議会からは原案のとおり変更することを適当と認めることとさせていただきます。

それでは、第5号議案ですね、事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局、第5号議案を朗読〕

○事務局 今回、ご意見を伺う和歌山県景観計画変更案については、お手元の資料にて配付しておりますが、本日は概要を取りまとめた資料をもって説明させていただきます。

景観計画は、景観法第8条第1項により、良好な景観の形成に関する計画を定めることができるとされており、県景観計画は平成21年1月に施行してございます。その景観計画において、景観計画区域のうち良好な景観を形成する上で特に重要であると認められる地域を「特定景観形成地域」として指定してございまして、これまで世界遺産周辺地域を対象に、下で示しておるとおり、4カ所の特定景観形成地域を指定してございます。

平成28年10月に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録されたことを受けて、今回、特定景観形成地域の追加拡大を検討してございまして、「熊

野参詣道（大辺路）特定景観形成地域」の拡大案が取りまとまりましたので、説明させていただきます。

今回説明します「熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域」では、景観の捉え方の観点から「世界遺産周辺のバッファゾーン」「世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道」と「その他の地域」の3つの地域に細分化してございまして、区域ごとに良好な景観の形成を図るための取り組みを行ってございます。

続いて、景観計画変更の手続でございまして。

景観法第9条に、住民の意見を反映させるための措置を講ずること。また、都市計画区域または準都市計画区域に係る分については、都市計画区域マスタープランに適合しているかという観点として都道府県都市計画審議会の意見を聞かなければならないことになってございまして、今回議題としてございまして。

変更手続のうち、住民意見の反映に関しては、景観計画変更案に対するパブリックコメントを今月の1日から22日までの間実施させていただきまして、いただいたご意見は2件3項目でございました。

内容としては、区域のさらなる拡大に関するものが2項目で、届出対象の拡大に関するものが1項目でございまして、区域拡大に対しての反対する意見はございませんでした。

続いて、「熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域」拡大区域のうち、都市計画区域及び準都市計画区域にかかわる箇所としては、白浜準都市計画区域の一部、那智勝浦都市計画区域の一部及び太地都市計画区域の全域となります。

なお、県が策定した都市計画区域マスタープランにおいては、景観形成に関しては、文化遺産、自然景観を継承、活用するまちづくりを行うよう位置づけられており、良好な景観形成を図る和歌山県景観計画と適合が図られてございます。

続いて、特定景観形成地域の範囲についてですが、この範囲については、世界遺産区域及び世界遺産を結ぶ歩行者動線から見える可視領域を基本として、地形的な要因で明確に設定できる尾根筋、河川、海岸線、または行政界など、既に決められている境界を考慮して設定してございまして。

こちら前で示しているのが白浜町から串本町までの拡大区域案でございまして。世界遺産の追加登録によって串本町のこちらの区域が拡大ということになります。

す。

なお、都市計画区域、準都市計画区域にかかわる地域としては、この中で変更となる点としましては、白浜準都市計画区域内において富田坂の一部が世界遺産に追加登録されたことから、登録箇所周辺のバッファゾーンを指定すること、また北側に延びる熊野参詣道の沿道を歩行者動線沿道という地域に変更する案となっております。

続いて、こちらが串本町から那智勝浦町の範囲の拡大区域となります。こちらにも同様に、追加された世界遺産のほうからの可視領域等を踏まえて、尾根筋や海岸を考慮して拡大区域を設定してございます。

このうち、都市計画区域及び準都市計画区域にかかわる地域としては、那智勝浦都市計画区域及び太地都市計画区域が対象となっております。特定景観形成地域が指定されることにより、追加登録箇所の周辺のバッファゾーンと呼ばれるピンク着色、そして世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道、この黄色く着色している区域とそれ以外の緑の着色をしている地域が今回指定されることとなります。

なお、那智勝浦都市計画区域及び太地都市計画区域においては、用途地域の指定はございません。

続いて、県では、良好な景観の形成を図るため、一定規模を超える建築物、工作物の新築等の行為及び開発行為に対して、県に届け出をし、景観形成基準に適合するよう求めてございます。

今回「熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域」に指定されることによって、例えば、一番上に書いている建築物の新築等の行為においては、従来は、高さ13メートルを超える、または建築面積が1,000平米を超えるものを届出対象としていたことに対して、バッファゾーンについては全ての行為を対象と。続いて、世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道では、高さ10メートル超え、または延べ面積500平米超えを、その他の地域では、高さ13メートル超え、または延べ面積1,000平米超えを対象という形で変更となります。

なお、これらの届出対象行為の規模については、これまで指定されている「熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域」の基準をそのまま踏襲してございます。

続いて、また届出で適合を求める景観形成基準についても、従来に比べて、

例えばバッファゾーンにおいては、周辺景観への配慮から建築物等の規模の制限を、またこちらの黄色の世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道においては外観の基調色に制限を、またその他の地域においては眺望点からの山稜のスカイラインを保全する等の上乗せ基準を課すこととなります。

この景観形成基準についても、これまで指定済みの「熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域」の景観形成基準を踏襲してございます。

説明は、以上となります。よろしく申し上げます。

○議長　ありがとうございます。

それでは、この第5号議案につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。この第5号議案は、今までの議案は付議案件でしたが、これは諮問案件でございますので、意見があれば意見を述べる、そういう形の議案でございます。いかがでしょうか。

特に意見ございませんか。

〔「ありません」の声〕

○議長　はい、意見がないようでしたら、第5号議案についてお諮りしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長　それでは、第5号議案につきましては、特にご意見ございませんでしたので、本審議会からは意見なしとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長　はい。それでは、第5号議案につきましては、本審議会からは、意見なしとさせていただきます。ありがとうございます。

その他案件があるようですので、事務局からその他案件の説明をお願いいたします。

○事務局　現在、和歌山県都市計画審議会の内容を都市政策課ホームページ上に掲載させていただいておりますが、内容の充実を図るため更新したいと考えております。中ほどの表をごらんください。表の左側が現在、都市政策課のホームページに掲載している都市計画審議会の内容となっております。その掲載内容を表の右側のように項目を更新し、内容の充実を図っていきたいと考えております。

更新の内容としては、3項目を考えており、資料の下側に記載しております。まず、1つ目が審議会委員の名簿についてです。

現在、審議会の委員構成として各号委員の方々の専門分野のみを公開しておりますが、これを審議会委員名簿として次の「資料1」のような内容に更新したいと考えております。

2つ目は、開催結果を含む議事要旨についてです。

現在は、開催日、開催場所、審議案件のみを公開しておりますが、これを「その他-3」ページ「資料2」のような議事要旨として取りまとめ、開催結果も併せて公表するよう更新したいと考えております。

3つ目は、審議会議事録についてです。

審議会の議事録は、現在は公文書開示請求に対応して公開しておりますが、和歌山県都市計画審議会運営規程の第7条第2項の規定を遵守し、公開することとしたいと考えております。

これらの更新を今回「第115回和歌山県都市計画審議会」の内容から対応していきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。

ただいまご説明がありました「その他」案件ですね、この議案につきましてご意見、ご質問を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

公開できることは公開したほうがよろしいということだと思いますが。

特にご意見ないですかね。

〔「はい」の声〕

○議長 はい。それでは、都市計画審議会の掲載内容の更新ですね、この今回の審議会から適用されるということになります。新たに公開される項目の中には、審議会の議事録がございますが、議事録の内容は、発言した委員の氏名及び会長が公開しないと認めた部分に関しては公開しないとなっております。

公開・非公開の内容についてどのように対応していくか、事務局案をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局 事務局で公開・非公開の部分を明示した上で議事録案を作成させていただきたいと考えております。で、その案を各署名委員の方にご確認いた

だいた後、最後に会長の承認をいただいた上で、ホームページ上に掲載させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長　　ということでございますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

○議長　　今後、事務局に本案の内容で更新作業を進めていただくということで、よろしくお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました審議全て終了となりました。委員の皆様、どうも……

○委員　　終わる前に、ちょっといいですか。1つ教えていただきたいものがありまして、今決定したものをどうこう言うつもりはございません。ただ、確認だけさせていただけたらありがたいので、お時間ください。

第4号議案、和歌山都市計画道路西脇山口線の変更についてのところですが、ここの「自転車歩行者道」ということで、変更前は「歩道」だけになっていまして、変更後に「自転車」というのがついてございます。

ご説明のところでは、多くの自転車や歩行者の通行が想定されるため、自転車歩行者道としていますとになってございます。人の往来がふえてくる、自転車もふえてくるということでございますよね。県のほうでは、サイクリングロードとか色んなコースを推し進めていっている中で、現在ブルーラインなどは歩道を避けて車道の端のほうにラインを設けて自転車が走るような形で、歩道と自転車道を分けながらやっているという基本的な姿勢をとっていると私は認識いたしております。

で、ここのところは、自転車道と歩道とが同じようなところにあるんですが、この辺は自転車と歩道を一緒にとって、これすみ分けはどういうふうにされているのか、教えていただきたい。

○事務局　　少しお待ちください。

○議長　　これ道路構造令の断面がこのようになっているということで、よろしいですか。

○事務局　　はい、断面は道路構造令に則っております。事業課の担当から回答させていただきます。

○事務局　ご質問の件ですが、委員ご指摘のとおり、自転車は基本的に車道を通るというのは基本となっています。ただ、幅を3メートルにすることによって、自転車が通行できるようになるということで、ここは通学路でもありますので、例えば中学生とかの自転車の通行というのは十分考えられることから、そういった人たちが通りたければここを通れるということで、そこはまあきちんとルールを守ってということになるんですが、そういうのも可能となるように幅員を確保しているということです。

○委員　ということは、よそのところは分けているけども、ここは3メートルあるから、十分、歩行者と自転車で走る方は同じように使える余裕はありますよということで、自転車の往来がこれからふえてくる中でも歩道と皆さん譲り合ってやってくださいねと言うだけで、特に自転車の走行ラインを設けるとか、そういうのはしない。ここは自転車通るのは結構ですよと、そういうことですね。

○事務局　そうですね。分けるというのは、3メートルの幅員では難しいと思うので、自転車は徐行して通っていただくということで、歩行者優先というのは間違いないんですが、そういった形で自転車も通行が可能ということで、どんどん通行してくださいというわけではなくて、可能という形でここは対応しています。

○委員　はい。もうここで決定したので、私どうこうは言いません。この形はこの形としまして、もし要望が通るのでしたら、自転車は自転車のラインを引くなり、わかりやすくしていただけたらありがたいと思います。これは、追加要望ということでとどめていただけたら、その辺は、ちょっと精査していただいて、私の不規則発言が出て申しわけないので、よろしくお願いします。

○議長　十分広い歩道であれば、そういう分けるところが今どんどん出てきていますので、将来的にはそういうふうになっていくほうがよろしいかなと思います。

ご意見伺っておくということでよろしいでしょうかね。どうも貴重なご意見、ありがとうございます。

それでは、進行をお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○司会　ご審議、ありがとうございました。